

令和8年第1回長与町議会定例会会議録(第4号)

招集年月日 令和8年 3月 3日  
本日の会議 令和8年 3月 6日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 下町純子議員	2番 堀真議員	4番 岡田義晴議員
5番 八木亮三議員	6番 松林敏議員	7番 西田健議員
8番 浦川圭一議員	10番 安部都議員	11番 金子恵議員
12番 山口憲一郎議員	13番 堤理志議員	14番 竹中悟議員
15番 西岡克之議員	16番 安藤克彦議員	

職務のため出席した者

議会事務局 長 荒木秀一君	議事課 長 山口聡一郎君
課長 補佐 江口美和子君	主査 村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副 町 長 荒木重臣君
教 育 長 金崎良一君	総 務 部 長 青田浩二君
建設産業部長 山崎禎三君	住民福祉部長 宮司裕子君
健康保険部長 山本昭彦君	水道局長 渡部守史君
会計管理者 田中一之君	教育次長 荒木隆君
企画財政部理事 中村元則君	住民福祉部理事 細田愛二君
教育委員会理事 鳥山勝美君	総務課 長 大山康彦君
情報政策課長 木須紀彦君	秘書広報課長 木戸武志君
契約管財課長 永野英明君	地域安全課長 金子寛之君
財政課 長 北野靖之君	税 務 課 長 福本美也子君
収納推進課長 和田久美子君	土木管理課長 藤崎隆行君
都市計画課長 前田将範君	産業振興課長 永石大祐君
福祉課 長 川内佳代子君	こども政策課長 村田佳美君
健康保険課長 森本陽子君	介護保険課長 峰 修子君
上下水道課長 高橋庸輔君	教育総務課長 久原和彦君
生涯学習課長 中尾盛雄君	農業委員会事務局長 荒木啓二君

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 11時34分

令和8年第1回長与町議会定例会  
議事日程（第4号）

令和8年3月6日（金）  
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	報告6	さくら野東地域交流センター建設工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について	
2	10	令和7年度長与町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて	
3	11	長与町手話言語条例	※総務
4	12	複合施設「ホンテラッセ長与」条例	※総務
5	13	長与町行政財産使用料条例	※総務
6	14	長与町潮井崎キャンプ場条例の一部を改正する条例	※産業
7	15	長与町監査委員に関する条例の一部を改正する条例	※総務
8	16	附属機関の設置に関する条例及び特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総務
9	17	古園地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約の変更について	
10	18	令和7年度長与町一般会計補正予算（第8号）	※総務 ※産業
11	19	令和7年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	※総務
12	20	令和7年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	※総務
13	21	令和7年度長与町介護保険特別会計補正予算（第4号）	※総務
14	22	令和7年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	※産業
15	23	令和8年度長与町一般会計予算	※総務 ※産業
16	24	令和8年度長与町国民健康保険特別会計予算	※総務
17	25	令和8年度長与町後期高齢者医療特別会計予算	※総務
18	26	令和8年度長与町介護保険特別会計予算	※総務
19	27	令和8年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算	※産業
20	28	令和8年度長与町水道事業会計予算	※産業
21	29	令和8年度長与町下水道事業会計予算	※産業
22	30	人権擁護委員の推薦について	



○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、報告6 さくら野東地域交流センター建設工事請負契約の変更に係る専決処分の報告についての発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。報告6につきましては、所管より報告をさせていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

青田総務部長。

○総務部長（青田浩二君）

皆さんおはようございます。報告6 さくら野東地域交流センター建設工事請負契約の変更に係る専決処分につきまして報告いたします。本報告は、令和7年9月の第3回定例会において議決を頂きましたさくら野東地域交流センター建設工事請負契約につきまして、当初の請負金額7,260万円に21万5,600円を増額し、請負金額を7,281万5,600円とし、変更契約の締結を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により令和8年2月26日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。今回の変更概要といたしましては、電気設備工事におけるアース工事を追加したことに伴い、請負工事費に変更が生じたものでございます。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

日程第2、議案第10号令和7年度長与町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第10号の討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第10号令和7年度長与町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第3、議案第11号長与町手話言語条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、八木議員。

**○5番(八木亮三議員)**

議案第11号長与町手話言語条例について質問いたします。手話言語条例は、これまで制定を求める同僚議員の一般質問においても、町内の手話サークルの方や関係者と意見交換などを行い研究を進めているということでしたので、今回の提案はそういった協議の結果が実を結んだものだと思いますし、現状では私も反対するところでは全くないのですが、条文を見ますと、既に同様の条例を制定済みの他の自治体の手話言語条例をほぼそのままのような内容となっているところは感じます。もちろん条例というのは基本的に他の自治体と同じようなものになるとは思いますが、とはいえ、他が書いているから同じように、実行するか分からないことまで書くということではいけないと思ひまして、確認のため質問いたします。2つありますが、この条例が形骸化せず実効性のあるものとなるために、この条例が制定されることでどうなるのかというのを確認したいのですが、一つは第6条に町が推進に努めるべき施策を5つ挙げられてますが、この(1)から(5)までのこの施策、具体的に今後こういうことを実施すると決定というか予定している施策はどのようなものがあるのでしょうか。もう1つが、第7条聴覚障害児が乳幼児期から手話を習得する機会の確保に努めるとありますが、これは具体的にどういう取り組みになるのか、この2つを伺います。

**○議長(安藤克彦議員)**

川内福祉課長。

**○福祉課長(川内佳代子君)**

まず第6条につきましては、こちらに書かれております規定につきましては、現在も長与町の障害者の施策の方で施策をしているものがほとんどでございますが、まず2号の手話による情報を取得する機会の提供のための施策、こちらにつきましては昨日一般質問等でもありましたように、災害時における手話の通訳者の派遣とか、あとはLINEによる情報伝達とかそういうものについて深く考えていければというところで思っております。また、こちらの方の6条の第2項の方に「ろう者等、その支援者等と協議を行う」というふうにしております。今までは機会があれば情報の交換等はしてはいたしましたが、この条例の制定の後には、少なくとも年2回程度は関係機関と協議をもちまして、施策の方の更新をさせていただければと思っております。また7条につきましては、保護者、あとは家族の方と一緒に手話のことについての理解啓発、周知をさせていただければと思っております。現在も夏休みの時に手話の子どもたちへの講

習会とかをさせていただいておりますが、それを少し広げまして、親子でも参加できるようなそういうふうなものができればというふうに思いまして、ここに付けているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

分かりました。現在ももう既に進めているものにさらにちょっと強化するというようなことかと思いますが、この条例が可決されればこの4月から施行となっておりますので、当然8年度の予算にそれらの施策が反映されていると思うのですが、今おっしゃったこれまでよりも強化される部分についてだけ、だけとか、これに関連した予算ですね、今回の8年度一般会計予算の中に何費としてどのぐらい計上されているのか。この条例を制定されることによって、従来よりもろう者の方の福祉にプラスに計上している予算があるのか、ここを伺います。というのは、地方自治法222条で新たな条例などは「必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない」となってますので、8年度予算というのはもちろんこれから審議するので可決されるかどうか別として、予算案には計上されていなければ、この条例自体の提案がどうなのかというところがありまして、これを伺います。そして、同じようなことになるんですが、私が他の市町の手話言語条例を見た限りでは、全てではないですが大半の手話言語条例に財政措置についての条文があるんですね。「町は手話に関する施策を推進するために必要な財政措置を講ずるものとする」といったような条文、この条文が本町の条例にはないのですが、何かこの他の部分は他の市町の条例と近い、同じような感じなのに、財政措置という条文がない何か理由があるんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

8年度の予算措置につきましてでございますが、増額等で予算の方を要求とかをさせていただいておりません。というのが、先ほども申し上げましたように、今もうしているところの拡充といいますか、というところもございまして、8年度につきましては、まず関連機関との定期的な協議という場を設けさせていただいて、その中で次につながるような施策を講じていければというふうに8年度は思っているところでございます。また、財政措置についての条項がない分につきましては特段理由がございまして、今までも予算の要求、振興実施計画とかですね、そういうもので予算の要求はもう既にさせていただいているところでございまして、特段そこに乗せなかった理由っていうのはございせん。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

予算計上については一定理解しました。それで、新たな条例ができることで、新たな予算措置というのが必要なくても条例を議案提案できるのであれば大丈夫ですが、ちょっと私はそこまでは確認してませんが、今のご説明で分かりました。ただ、財政措置についての条文ですね、恐らくおっしゃったようにあってもなくても同じということかなと思うんですが、それであれば、個人的には財政措置という条文を入れてよかったんじゃないかと思うんですね。というのは、やはりそれが他の市町の条例案にはあるのに、あえて外されてるように感じるわけですよ。財政措置を講ずるとか努めるものとするを書いてしまうと、言ってみればやらなければいけないから、財政措置という条文、あえて外してるように感じるんですね、実際はそうじゃないという、なのであってもなくてもいいのであれば、他の市町とほぼ同じ条文なのでそこも入れればよかったと思うんですが、分かりました。取りあえず変わりはないということですが、やはりですね、せつかくの条例なので、理念条例に終わらせず、本当に手話を必要としている方のために実効性のあるものにしていただきたいんですが、これまでとちょっと繰り返しになります、ちょっと質問じゃないといけないので、この条例を実効性にするものにあえて今回制定した、つまり何年も前から求められていた部分もあると思うんですが、今回提案となった理由といいましょうか、あとはこの条例を提案するに当たっての思いといいましょうか、その条例を提案した理由というのを再度ご説明いただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

今回条例を制定するに当たりまして、関係団体と7年度中に3回ほど協議をさせていただいたのと、あと福祉課に所属しております手話専任の方に、主担当といたしますかコーディネーターの方をしていただきまして、この条例の制定の方を進めさせていただいております。国の法律とか県の条例と違ってというのが制定されているところではございますが、町の条例を制定いたしまして、町の責務っていうのを明確にさせていただければと思ひまして、今回条例の制定に至ったところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第11号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第4、議案第12号複合施設「ホンテラッセ長与」条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第12号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第5、議案第13号長与町行政財産使用料条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、八木議員。

○5番（八木亮三議員）

こちら私の所属する委員会所管ではありませんので、この場で質問をさせていただきます。長与町行政財産使用料条例第3条第3項に、喫茶店、売店等の使用に係る使用料が売上げの5%に、100分の5ですね、町長が別に定める率を乗じて得た額とありますが、この町長が別に定める率というのは具体的にどういう設定方法なのか。そしてこの条例、別表の2などを見ると分かりますというか感じますが、ホッテラッセができることで定めたところがあると思ひまして、この喫茶店というのはホッテラッセの1階にカフェが入ることを前提に制定しているものと思ひますが、実際の契約の際に、この町長が定める率というのが当然確定していないと契約ができないと思うんですが、ホッテラッセに入るカフェ、これは5%に幾らか掛けるのかというのはもう決まっているのでしょうか。そして第4条に、使用料は使用の許可の際に納入とありますが、この売上げの5%という設定では売上げの確定前に支払うことはできないと思うんですが、これをどのようにされるのか。これを伺います。

○議長（安藤克彦議員）

永野契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

議員ご指摘のとおり、この条例を作るに当たりましては、やはり複合施設のカフェ、これを念頭に置いて検討させていただきました。5%っていうところなんですけれども、近頃できました長崎市役所の食堂こちらの5%、それから他団体こちらを参考にして5%ということで決めさせていただいております。こちら3%から10%ぐらいがちょっと多いのかなということ思っております。あと町長が定める率を乗じるという部分なんですけれども、こちらの方は5%をあくまでも基本としますけれども、こちらに低減もしくは加算も考えておひまして、施設の立地、それから規模、施設、そういった事情に応じて弾力的な運用を行うことができるように設定をしているところでございます。ホッテラッセ長与の方なんですけれども、実際に何%ぐらいでいくのかというのは、まだ所管の方で決まっていなかったかと思うんですけれども、基本はやはりこの5%という数字をここでお示しているんで、やはりそれが基本に進んでいくのかなと思っております。あと売上げの部分なんですけれども、やはりこちら議員ご指摘のとおり普通は前納してもらいべきなんですけれども、どうしてもやはり売上げが出た後でしかこのカフェの部分についてはできないので、売上げを月ごとにするのか、3カ月ごとにするのかですね、こちらの施行が令和9年4月なので、それまでにちょっと今から所管の方で詰めていくところだと考えておひます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

#### ○5番（八木亮三議員）

一応弾力的にという意味で町長が定める率と付け加えてあるけれども、5%が基本ということであろうかと思いますが、とはいえですね、今後いろんな町の財産使用に当たっては、そういう弾力性が出てくると思うんですが、ちょっと繰り返しですが、先ほど別表の2でホンテラッセの他の部分、マエニワですとかプラザ、そういった所は結構具体的にもう使用料が決まっているのに、カフェの部分だけまだ5%は基本だけではっきりもう5%と確定してるわけじゃないというのが、ちょっとおかしいと思うんですね。というのは5%という額で貸すともう確定してるのであれば、例えばそれがいい悪いっていうのをこっちも判断しようがあるんですが、取りあえず弾力的な部分があるにもかかわらずこれを通してですよ、結局ホンテラッセにカフェが入る時に、町長の定める率を掛けるということで、例えばすごく安くしたり高くしたりされると、いやそれはおかしいんじゃないかと思ってですね。要するに、なぜその別表2の部分は確定しているのに、ホンテラッセのカフェの部分かもうこれは町長の定める率ってのは掛けないでもう5%ですよとか、100%確定してないんでしょうか。それを提示できないんでしょうか。本来ホンテラッセのカフェが前提ですから、この委員会審査等に当たってはせめてホンテラッセのカフェはもう幾らにしますってのは確定ぐらいはして提案すべきかなと思ったので、ちょっとその部分、なぜ確定してないのかを1点と、月の売り上げの5%となると、その月の売上額が確実に把握できてなければいけないと思うんですね。要するにごまかされないのか、ここをどうやって売上額というのを確認するのか。何か貸した相手に監査とかができるのか。その確認方法ですね、それを伺います。

#### ○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

#### ○契約管財課長（永野英明君）

まず5%が、複合施設カフェの方なぜ決まっていなかったのかというところなんですけれども、一応今のところやはり5%基本ということで考えておりますけれども、やはり今後事業者を募集するに当たっていろいろ総合的に考えた時に、加算であったり低減という可能性もあるんですけれども、一応基本今のところ5%ということで町としては考えておるってところまでしかちょっと今のところ言えません。こちらの別表第2のところの方なんですけれども、こちらは額が決まっているんですけど、こちらはホンテラッセ長与を使ったマルシェをする時の貸す時の占有させるための場所の金額ということで、こちらについてはシーサイドマルシェであったりそういったものを参考に、所管の方で計算して額をこちらにはじき出してるという状況でございます。それで、あと売上額の確認なんですけれども、ちょっと別の所にはなるんですけれども、町の方の駅の方でカフェをされてる所もあるんですけれども、そちらの方からも売り上げの表とかを毎月確認の意味で頂いてますので、そういったのを頂きながら、またヒアリング等しながら確認をしていくことになるかと思えます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

そうするとその月の売上額はあくまで向こうの自己申告みたいなどころがあるのかなと思って、そこはやはり正確に把握する方法をちょっと検討していただきたいんですが、今お話に出た長与駅の通路のカフェですね、ここ今道路占用料徴収条例を準用して賃料といひましようか使用料を徴収してると思ふんですが、ここに出しているカフェについても、今回の使用料条例が制定、施行されれば、この条例が適用されるのかということが一つ。そして適用されるのであれば、当初は相手方も道路占用料ということで契約したと思ふんですね。それが、高くなる場合、安くなれば向こうとしては問題ないでしょうけど、高くなれば最初の契約と話が違ふということになろうかと思ふてですね。一定何かこうトラブルになりかねないのではないかと思ひまして、この辺はどうするのか。つまり、例えば次の契約の更新の時期とかに、そういうもう次からは使用料条例の方の金額になりますよとか、そういうことが可能なのか。どう対応される予定かを伺ひます。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

長与駅のカフェの方ですね、こちらの方も売り上げの何%ということをお願いをしていこうと思ひております。今議員おっしゃられるように道路占用料条例を準用させていただいてますので、比較的ちょっと安価な金額になっております。ここにつきましては、金額は当然5%になれば結構上がるのじゃないかなと思ひておりますけれども、それが適切な妥当な対価ということで、相手方との方もあと1年ございますので、まず丁寧なご説明をしながらやっていきたいと思ひております。最初の入っていただく時に、仕様書の方で道路占用条例を準用してお支払いいただくという文言を入れてますので、その部分についても変更をお願いしていこうかなと考へております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第13号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第6、議案第14号長与町潮井崎キャンプ場条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第14号は産業文教常任委員会に付託します。

日程第7、議案第15号長与町監査委員に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第15号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第8、議案第16号附属機関の設置に関する条例及び特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第16号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第9、議案第17号古園地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約の変更についてを議  
題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第17号は、会議規則第39条第3項  
の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員会付託を省略することに決定しま  
した。

これから議案第17号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第17号古園地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約の変更につ  
いてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第18号令和7年度長与町一般会計補正予算(第8号)を議題とし  
ます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、八木議員。

#### ○5番(八木亮三議員)

一般会計補正予算(第8号)で私の所属する産業文教委員会以外のところで2点質問  
いたします。歳出ですが、26、27ページ、説明書ですね、2款1項8目企画費12  
節委託料でモビリティ人材育成事業業務委託料というのが400万円減額ありますが、  
これ当初予算で約1,500万円計上されていたものだと思いますが、この大幅減額の  
理由ですね。8年度の予算には同じような事業はなさそうでしたが、もう既にこの事業

は7年度で終了したということなのか。終了したというのであれば、約1,100万円支出してどのような成果があったのか伺います。もう1点が、30、31ページ3款1項2目障害者福祉費18節の医療的ケア児等訪問型レスパイト事業費補助金、こちらも当初予算144万円が計上されていましたが、約100万円減額となっています。6年度の決算も60万円ほどの歳出でしたが、さらにそれより利用が少なかったのかなということですが、本来5年度よりも6年度以降は96時間という使える時間が増えて使えるようになったにもかかわらず、前年度より下がってるっていうので、何ですかね、その理由ですね。例えば対象者が年度の途中で増減があったりとか、取りあえず減額の理由を伺います。

○議長（安藤克彦議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

先ほどの医療的ケア児等訪問型レスパイト事業補助金の減額につきましては、対象児の方は変わりはありませんが、保護者の方のご利用というのがなかった、ご希望がなかったので今回減額させていただいております。

○議長（安藤克彦議員）

中村企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

26、27ページ、モビリティ人材育成事業業務委託料につきましてお答えいたします。地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用した事業でございます。今回入札減による減額を行うものでございます。事業におきましては、本町でも課題とされる地域公共交通の充実に向けた取り組みの1つとして、主に高齢者の日常の移動支援を目的とした地域の事業者や、住民が主体となる移動支援をモデル的に立ち上げることを検討いたしました。同種類業務実績を持つ民間事業者へ委託し、町職員や関係団体、地域の住民が支援の立ち上げに必要なノウハウを取得する人材の育成を行い、支援の立ち上げに向けて伴走支援を行ってきたところでございます。国の補助を使った事業となりますので、今年度限りの事業となります。実績といたしましては、令和8年度から1自治会ですね、移送支援を取り組もうという自治会が出ておりますので、引き続き伴走支援を行っていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

5番、八木議員。

○5番（八木亮三議員）

では今の地域公共交通に関しては、この7年度の取り組みが8年度につながったということですね。これは理解いたしました。レスパイト事業ですが、当然これは利用者が希望しなければ減るということですが、せっきくの事業ですから、当然ぜひ利用していただきたいと思うんですよね。前年度よりさらに減ってるとなれば、やはり何かこう利

用しづらい要因であったり何かあるのかなというところで、それは今は分からないと思いますが、そういったのを利用しなかった方にはしなかったからいいですじゃなくてですね、どうして利用しなかったのかとか、当然今後も医療的ケア児の方などが本町で出てくれば、また当然準用される制度なので、今後のためにも利用しづらい点であったり、どうしたら利用してもらえるか、当事者の方とかに聞いたり、何らかすべきかと思うんですがどうでしょう、そういうアクションっていうのは今後される予定等ありますでしょうか。考え方を伺います。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

ご提案ありがとうございます。引き続き、関係されるご家族の方との話をしまして、限りはありますけれども、できるだけ使いやすい制度にしていきたいとは思っております。ありがとうございます。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第18号は総務厚生常任委員会および産業文教常任委員会に分割付託します。

日程第11、議案第19号令和7年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第19号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第12、議案第20号令和7年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第20号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第13、議案第21号令和7年度長与町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第21号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第14、議案第22号令和7年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

今回の補正につきましては、保留地処分金で新たに33万5,000円の増額を行って、その分を一般会計繰出金から減額をするという趣旨の補正だと思うんですが、その内容についてはもうそれで理解をしてるんですが、1年前の3月議会のこの特別会計の委員会審査の中で、保留地がまず幾らあるのかということ、売れる保留地がですね、その当時7億円ぐらいあるんだということ、聞いてもらったと思うんですね。それを処分してこの事業費に充てることで、新たなこの繰出金も受けずに、新たな借り入れもしなくて済むんじゃないかというような趣旨のやりとりがあつとるんですよ。当時当初予算では2億7,800万円程度の繰出金のうち、約2億800万円程度の新たな借り入れを行うというような趣旨の予算の組み立てだったものですから、そういう質問をしてるんですが、その3月議会が終わった後の議会だよりの原稿を読ませてもらいますと、「保留地処分金の歳入が見込めるなら、当初予算に計上して一般会計からの繰入金無くし、起債による借入はしなくて済んだのではないか」という問いに対しまして、「今後、保留地の売却で歳入があつた時点で補正予算で計上し、財源組替を行い繰り入れしない対応をする」というようなことを、そちらが答えておられるんですよ。ところが当初予算どおりに、ほぼほぼとおりですたいね、三十何万円の話ですから、ここでちょっと質問をさせていただきたいんですが、保留地を売って事業費に組み込んで、繰り入れを求めないで新たな借り入れももうなくすちゆうようなことで言われてるんですよ。あえてですね、保留地を予定どおり処分されてるんでしょうけど、このやりとりの中では、予定よりオーバーして繰り入れをしなくていいぐらいの額を新たに処分をして対応するんだということ言われてるんですよ。それで、保留地を売らなかったのか、売れなかったのか。その理由は何なのかという、そこをちょっと示しいただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

保留地の今年度の販売についてなんですけども、今年度長崎県長与都市開発事業所の方から引き継ぎを受けましたのが、令和7年10月なんですけども、その時に引き継ぎを受けたのが元々およそ40件ほどの保留地が見込めるということでご説明してたんですけども、そのうちの18件程度であればいいということで令和7年10月に引き継ぎを受けました。これから、広報とかホームページ等周知期間、あと申込期間、各種手続き等経て、令和8年1月30日に入札を行いました。その中で今年度は11件募集をかけましたが、そのうち2件の落札がありまして、約3,000万円ほど今回計上してるものにプラスして、入る見込みといたしますか、まだ契約をこれからしていきますので、入る見込みがあります。こちらにつきましては、令和7年度決算の時に、また財源の組み替えの方を行っていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

18件頂いたんだけど、時期の問題で売ることができなかったっちゃうことでしょうか。そういうことで、分かりました。ただ、去年落成式はしましたですね。完全にもうでき上がりましたっちゃうことで多くのたぐさんが来られて落成式をされたんですが、40件あるうちで18件しか町に返すことができないとかいうのはどういう理由なんですか。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

おっしゃるとおり落成式を受けまして、宅地造成自体は令和8年3月に完了したということではあるんですけども、その後に今現在行っております換地処分に向けた業務、そういったことをする中で保留地だったり、その面積の確定作業ですね、換地処分に向けたそういった調整作業がございまして、その中で一般の換地につきましては令和7年7月に一斉に地権者にお返ししている状況であります。保留地につきましてはもうちょっと調整が要るので待ってくださいということで、長崎県の方から話が来ております。それを受けまして、今年度じゃあ何件まで売れるのかという調整をしまして18件、そのうち11件を入札にかけたという現状でございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

大体事情は分かりましたけども、あなた方が言ってるんですよ、やりますと。保留地処分して新たな借入れを行わないように取り組みますということをやるとるわけですよ。だからね、今言われたような理由なんていうのは、こういうやりとりの中でちゃんと説明して、今年度はできませんとかね、そういう言い方をしていただかないと。確かに一般会計の方でも当初2億800万円程度の借入れが、今回の補正で約1億円程度は減額されての借入れになっておるようですね、減らす努力はされたのかなあとということで、あと続きは当初予算の方でまた聞きますので。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員、質疑で終わってください。

○8番（浦川圭一議員）

結構です。

○議長（安藤克彦議員）

いや、本会議場です。質疑で最後は。質疑の時間ですので、最終的に質疑で終わってください。

○8番（浦川圭一議員）

そういうことですね、あと今後の対応を8年度の当初予算の特別会計の方でまた聞かせていただきたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

はい、承知いたしました。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第22号は産業文教常任委員会に付託します。

日程第15、議案第23号令和8年度長与町一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、八木議員。

○5番（八木亮三議員）

1点だけですね。歳出の説明で、70、71ページ、駐車場の関連ですね、2款1項14目駐車場管理費、これ全体で549万円ほど増額。主に13節、14節の無人化に係る部分と思われますが、この機械による無人化、機械っていうのはいろいろタイプがあると思うんですね。駐車券を取るタイプであったり、地面からストッパーが上がるタイプ、あと最近はナンバーをカメラで読み取るタイプ。当然できるだけコストがかからない方がいいのかなと思うんですが、もうどういったものを導入予定か考えられているのか。そしてこれ機械化にすることによる、無人化されれば営業時間が変わるのか。つまり24時間とか使えるようになるのか。そして、当然工事入札等必要とは思いますが、なるべく早く導入された方が、人件費、管理委託費といえますかね、もその分減らせるのかなと思うんですが、これいつ頃までに整備をするおつもりとかありますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

まず機械の方なんですけれども、いろんな場所ですね、長崎市内の商業施設であったりとかいろんな所にいろんなタイプの今駐車場が増えてますので、そういった所を見せてもらったり、あと費用の面でそういったところもいろいろ研究をさせていただきましたが、最終的に公共がする駐車場ということで、やはり払い忘れとかそういったことがないように、やはり一番いいのがやっぱりゲート式ですね。旧来の形になりますけれども、ゲート式に決定をしたところがございます。で、時間の方なんですけれども、一応24時間で考えておりますけれども、夜間の防犯対策ですね、夜間使えればそれだけちょっと防犯面も強化する必要があるかと思っておりますので、LEDの照度を上げたりとか、

防犯看板ですね、あと近くに交番が幸いにもございますので、そこにも気がかけていただくようなお願いをしたりとかですね、そういったのをしていきたいと思っております。いつ頃かっていうことなんですけれども、今後若干条例等の一部改正もございますので、令和9年の1月を目標に今進めているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

10番、安部議員。

○10番（安部都議員）

主要な施策の説明書の方の9ページですね、フロントヤード改革推進事業5,860万4,000円というところですが、これについてちょっと詳細を教えていただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

木須情報政策課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

主要な施策のところにもお示しをしておりますとおり、いわゆる一般的に言われます書かない窓口、あとおよびできるだけ手続きを1カ所でできるようにするというワンストップ、こちらの方を推進してまいるといふうな事業になってございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

手続きのワンストップ化というところでありましてけれども、これは業務化の短縮とか、例えば住民の方たちに対する時間の短縮とか、さまざまところがあると思うんですけども、時間的、やっぱり費用対効果も考えて、前年度比予算はゼロとしても、5,800万円というのは機械的な形で、システムの形に必要なのかそのあたりはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

情報政策課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

ご指摘のとおり今回当初予算の方で計上させていただいておりますものは、システム導入に関する経費とさせていただいて結構かと思えます。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第23号は総務厚生常任委員会および産業文教常任委員会に分割付託します。

日程第16、議案第24号令和8年度長与町国民健康保険特別会計予算を議題としま

す。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第24号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第17、議案第25号令和8年度長与町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第25号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第18、議案第26号令和8年度長与町介護保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第26号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第19、議案第27号令和8年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、浦川議員。

#### ○8番（浦川圭一議員）

8年度の特別会計について質問をさせていただきます。8年度に入る前に現状で処分しなければならないと申しますか、処分できる保留地が金額ベースで幾らぐらいあるのか。恐らく見込額でしか言えないと思うんですけども、その額とですね、あと8年度事業費、これから行う8年度事業を含めて、この残事業費、完成までの完全に終わるまでの残事業費が幾らぐらいかかるのかですね。それを示していただきたいということと、今年度の当初予算でも保留地処分金が予定として1億2,800万円計上をされて、別途一般会計繰入金で1億5,762万9,000円計上されているんですが、この繰出金の内訳を調べてみますと、1億7,080万円が地方債で新たな借入れをするということと一般会計予算の中に示されているんですね。だから、借金をして都市計画の特別会計に繰り出しますよというような話なんです。だから先ほど申し上げたような話と同じなんです。あとですね、もう繰り出しを受けないようにあと1億6,000万円ほど保留地処分金を上げていただければ、繰入金を受けることなく事業が実施できるんじゃないかなというふうに私は思っているんですよ。だからそういうことができないのかどうかですね。以上3点ですかね、お願いします。

#### ○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

#### ○都市計画課長（前田将範君）

まず第1点目の現状で保留地の処分できる額についてなんですけども、こちらにつき

ましては、一般保留地が約40画地であります。その中で、処分予定額がおよそ6億5,100万円になっております。これに付け保留地といいまして、地権者の換地の面積の補充分として約20宅地ございまして、こちらが7,560万円、合わせて約7億2,600万円の保留地の予定になっております。2点目の残事業費についてですけれども、令和8年度がお示しのおり3億1,500万円およそとなっております、9年度以降につきましてはおよそ8,000万円ほどの事業費が残っております。3点目の繰り出しをしないように、年度途中でも保留地処分金をですね、保留処分の募集を増やして繰入金を減らす動きなんですけれども、こちらにつきましても議員おっしゃるとおり年度途中でも当初予算の予定以上の保留地の販売の方を促進していきたいと思っております。その中で、調整をして、もし繰入金がいくらかでも減ればですね、そういった形で調整をしたいと思っております。

**○議長（安藤克彦議員）**

浦川議員。

**○8番（浦川圭一議員）**

今の答弁をお聞きしますと、売る保留地が約7億2,000万程度あるんだということ、残事業費は8,000万円と言われましたかね、8,000万円じゃないですよ、今年に入れてないんですよ、8年度は入れてないんですよ。8年度入れれば約4億円程度ですよ、保留地が7億2,000万あって、4億円程度の事業費が控えているということですよ。全く借りないでできますよね、繰り入れを受けないで。私が言いたいのはですね、繰り入れは受けてもいいんですけども、そこに新たな借り入れがどんどん平気で膨らんでいってるんですよ。今年もまた1億円新たに増えるということですね。このことが、先の議会でもいろいろ一般質問させていただいたんですが、ほとんどこの分が都市計画税の納税者にかかってきてるわけなんです、支払いが。支払いがちゅうか、納める税金で返済を行っていくということで、もうこれはもう明言されてますのでですね、財政の部分。だからそこを私の立場からすれば何とかして阻止したいというような思いでこういう質問をさせていただいてるんですが、今年7億2,600万円のうち、あと今1億2,800万円を計上されていますが、これにプラスして1億6,000万円ぐらいの保留地の処分ちゅうのは見込めないですかね。どうでしょうか。

**○議長（安藤克彦議員）**

都市計画課長。

**○都市計画課長（前田将範君）**

販売できる保留地がまずトータルで約40宅地という中で、令和7年度、今年度ですね、長与事業所から返ってきた保留地というのが18宅地ございまして、あとの残る半分以上の保留地につきましては、まだ今後また返ってき次第、保留地の販売の募集をかけて、できる限りこういった繰り入れといいますか、を減らすような形で持っていきたいと思っておりますので、今のところ数字といいますか、事業所から来年度どれぐらい

返ってくるかってのはまだ不明確ですので、数では言うことはできませんけども、そういった少しでも繰入金を減らす取り組みを進めていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

3回目ですので最後になりますが、18宅地受けた保留地があって、その分を処分することで1億6,000万円ぐらい、あと余分にできないのですかということのを改めて聞きます。それと、先ほど7億2,000万円程度の保留地の処分する見込みがある中で、事業費は約4億円だということで3億円程度残るわけですよね、処分金が、最終的にはもう終わった時点では。このお金はどうするのか、私はぜひ返済とか都市計画税で担うべき返済とかそういったところにぜひ当てていただきたいと思うんですが、それは財政の方ですかね。そこら辺もできるのかできないのかですね。基本もう保留地処分金ですから、区画整理事業に充てるのがもう原則ですからね。だからそういうことを申し上げてるわけですけども、それができるのかできないのか、そこも併せて答弁願います。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

保留地処分金につきましてはちょっと繰り返しになりますけども、令和8年度ですね、高田南の方から返ってきた保留地については、極力そういった財源に充てるような形で売っていきたく思っておりますので、販売したいと思っておりますので、議員のおっしゃるとおりそういった動きをしていきたく思っております。まずは残ったお金なんですけども、ここにつきましては財政部局の方と調整をしまして、極力この高田南の事業の方で調整を図っていきたく思っております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第27号は産業文教常任委員会に付託します。

日程第20、議案第28号令和8年度長与町水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第28号は産業文教常任委員会に付託します。

日程第21、議案第29号令和8年度長与町下水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第29号は産業文教常任委員会に付託します。

日程第22、議案第30号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第30号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第22、議案第30号人権擁護委員の推薦についてを採決します。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定しました。

日程第23、議案第31号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第31号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第23、議案第31号人権擁護委員の推薦についてを採決します。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定しました。

日程第24、議案第32号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第32号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第32号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第24、議案第32号人権擁護委員の推薦についてを採決します。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定しました。

日程第25、議案第33号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から、日程第28、議案第36号令和8年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題とします。

ただ今一括議題とした議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

#### ○町長（吉田慎一君）

それでは、ただ今一括議題となりました議案第33号から36号につきまして提案理由を申し上げます。

初めに、議案第33号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてでございます。本議案は、人事院勧告の内容に準じまして、新たに令和8年4月から支給を予定しております町職員の通勤手当における駐車場代に係る支給要件等を定めるとともに、所要の改正を行うものでございます。具体的な内容といたしましては、自動車等により通勤する職員のうち、有料の駐車場等を利用し、その料金を負担している者で、かつ通勤距離が2キロメートル以上ある者に対し、上限を5,000円とする駐車場代に係る通勤手当を新たに支給することを予定しているものでございます。併せまして、通勤手当の上限額の見直しを行うものでございます。なお附則につきましては、第1項では施行期日を令和8年4月1日とし、第2項では本条例の改正に伴い、長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきましても、準用規定の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第34号令和8年度長与町一般会計補正予算（第1号）につきましてでございます。補正予算は、先般2月13日に人事院勧告に伴う関連規則が公布されたことに基づき、自動車等による通勤する職員に対し、新たに駐車場代に係る通勤手当を4月から支給するに当たり、急遽補正予算をお願いするものでございます。事業の概要につきましては、先ほどの議案第33号によりご説明を申し上げたとおりでございます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ

れ860万9,000円を追加いたしまして、補正後の総額を168億1,077万2,000円とするものでございます。修正、補正の内容につきましては、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げたいと思っております。歳入の14款国庫支出金、15款県支出金ならびに20款諸収入は、本通勤手当の支給による各事業費の増に伴い、子ども子育て支援交付金および後期高齢者医療受託事業収入を増額をしておるところでございます。18款繰入金は、本補正予算の財源調整といたしまして、財政調整基金繰入金を増額をしておるところであります。続きまして、3ページからの歳出につきましてご説明申し上げます。歳出では、各款におきまして、本支給に該当する職員の通勤手当につきまして必要な額を増額計上しておるところであります。また通勤手当の増額に伴い、一部の会計年度任用職員の社会保険料ならびに国民健康保険特別会計および介護保険特別会計の繰出金を増額をしておるところであります。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますのでご参照をお願いします。

続きまして、議案第35号令和8年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。本補正予算は、先般2月13日に人事院勧告に伴う関連規則が公布されたことに基づきまして、自動車等により通勤する職員に対しまして、新たに駐車場代に係る通勤手当を4月から支給するに当たりまして、急遽補正予算をお願いするものでございます。事業の概要につきましては、先ほどの議案第33号によりご説明を申し上げたとおりでございます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ48万7,000円を追加いたしまして、補正後の総額を39億8,597万7,000円とするものでございます。補正の内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。歳入の5款1項他会計繰入金は、通勤手当の増額に伴い、一部の会計年度任用職員の通勤手当および社会保険料を一般会計より繰り入れるものでございます。続きまして、3ページの歳出についてご説明を申し上げます。歳出では本支給に該当する職員の通勤手当および社会保険料の必要額を増額計上をしておるところであります。以上が補正予算の内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。

続きまして、議案第36号令和8年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。本補正予算は、先般2月13日に人事院勧告に伴う関連規則が公布されたことに基づき、自動車等により通勤する職員に対しまして、新たに駐車場代に係る通勤手当を4月から支給するに当たりまして、急遽補正予算をお願いするものでございます。事業の概要につきましては、先ほどの議案第33号によりご説明申し上げたとおりでございます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、保険事業勘定におきまして予算の総額に歳入歳出それぞれ58万8,000円を追加し、補正後の総額を34億303万6,000円とし、介護サービス事業勘定におきまして予

算の総額に歳入歳出それぞれ24万9,000円を追加し、補正後の総額を3,389万4,000円とするものでございます。補正の内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。保険事業勘定の歳入につきまして、歳入の7款繰入金は通勤手当の増に伴い増額をしております。続きまして3ページの歳出についてご説明を申し上げます。1款3項介護認定審査会費は、本支給に該当する職員の社会保険料および通勤手当を増額しております。3款3項包括的支援事業・任意事業費は、本支給に該当する職員の通勤手当を増額しております。6款2項繰出金は、介護サービス事業勘定繰出金を増額しております。次に4ページをお開きください。介護サービス事業勘定の歳入につきまして、4款繰入金は、通勤手当の増に伴い、保険事業勘定から繰入金を増額をしております。続きまして5ページをお開きください。歳出につきましては、1款事業費におきまして、本支給に該当する職員の通勤手当につきまして必要な額を増額をしております。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますのでご参照をよろしく申し上げます。

以上が議案第33号から第36号の提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（安藤克彦議員）

これから質疑を行います。まず議案第33号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第33号は総務厚生常任委員会に付託します。

次に、議案第34号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第34号は総務厚生常任委員会および産業文教常任委員会に分割付託します。

次に、議案第35号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第35号は総務厚生常任委員会に付託します。

次に、議案第36号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第36号は総務厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただ今各常任委員会に付託しました議案第11号から議案第16号、議案第18号から議案第29号、議案第33号から議案第36号までの22件は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第11号から議案第16号、議案第18号から議

案第29号、議案第33号から議案第36号までの22件は、3月18日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定しました。各常任委員長は、審査の結果を3月18日までに議長に報告願います。

以上で本日の日程は全て終了しました。明日以降、委員会審査のため本会議を休会し、3月19日定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

(散会 11時34分)